

VI その他

1 環境活動推進関係資料

(1) 環境教育「出前講座」

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
学校版	79 講座	77 講座	108 講座	122 講座	145 講座	100 講座
地域版	7 講座	16 講座	22 講座	19 講座	16 講座	23 講座
合計	86 講座	93 講座	130 講座	141 講座	161 講座	123 講座

(2) 環境保全活動団体への助成

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
助成団体数	6 団体	3 団体	5 団体	6 団体	8 団体	4 団体	8 団体
助成金額	1,012 千円	404 千円	925 千円	898 千円	976 千円	348 千円	744 千円

(3) 横浜環境活動賞の表彰

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
市民の部（団体・個人）	5	13	5	7	7	11	5
企業の部	4	2	2	2	1	8	3
児童・生徒・学生の部		7	3	3	4	2	3

※「児童・生徒・学生の部」は 18 年度に創設。

※ 23 年度から「特別賞」を創設。（23 年度のテーマは「生物多様性」、2 団体受賞。）

(4) 森づくりボランティア団体の登録及び支援

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
登録団体数	29 団体	32 団体	34 団体	36 団体	36 団体	38 団体	41 団体	45 団体
ニュースレター発行	5 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
スキルアップ研修	20 回	13 回	6 回	3 回	6 回	4 回	4 回	4 回
アドバイザー派遣	6 回	14 回	10 回	7 回	5 回	5 回	5 回	2 回

2 公園整備関係資料

(1) 公園種別ごとの整備方針と実績

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

種別	整備方針	確保量
住区基幹公園 (身近な公園)	市民のニーズや地域の特性に配慮しながら、身近な街区、近隣、地区公園などを配置	901ha
街区公園	誘致距離250mの範囲内（ゆっくり歩いて行ける範囲）にボール遊びなどができる広場や遊具などを備えた面積0.1ha以上で0.25haを標準とする公園を配置	379ha
	街角公園：遊具や植栽などを備えた面積0.1ha未満の公園を0.1ha以上の街区公園と区別し開発提供などにより配置	
近隣公園	誘致距離500mの範囲内に少年サッカーや少年野球が楽しめる広場や野原などを備えた面積2haを標準とする公園を配置	323ha
地区公園	誘致距離1kmの範囲内の所に身近な住民のスポーツ・イベント利用や自然、歴史などの地域特性に即した面積4haを標準とする公園を配置	199ha
都市基幹公園	市民のスポーツやレクリエーションニーズに応える運動公園や総合公園を配置	443ha
運動公園	競技が可能な運動施設を備えた面積15ha～75haを標準とする公園を配置	164ha
総合公園	休養や散策など多様な施設を備えた面積10ha～30haを標準とする公園を配置	279ha
広域公園	多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積30ha以上を標準とする大規模公園を配置	187ha
特殊公園	歴史性をいかした公園や風致公園、市民の農体験に資する公園を配置 歴史公園：史跡や歴史的建造物を保存活用した公園を配置 風致公園：良好な風致や特徴的な景観を有する公園を配置	104ha
緩衝緑地	工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置	15ha
都市林	動植物の生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策などの施設を整備	0ha
広場公園	にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置	1ha
都市緑地	都市における良好な自然環境や景観の保全を目的に設置	72ha
緑道	市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を設置	45ha
合計（端数処理のため数値が合わない場合があります）		1,768ha

(4箇所の県立公園を含む)

(2) 行政区別公開公園数及び面積一覧

(平成24年3月31日現在)

種別 区名	緑地等		一般公園		街区公園		合計	
	か所数	面積 m ²	か所数	面積 m ²	か所数	面積 m ²	か所数	面積 m ²
鶴見区	4	31,548	13	204,737	115	180,131	132	416,416
神奈川区	3	21,898	18	639,376	128	177,251	149	838,525
西区	2	5,458	9	212,866	38	54,497	49	272,821
中区	1	333	16	905,998	68	91,720	85	998,051
南区	2	13,593	8	247,342	120	147,879	130	408,814
港南区	2	12,521	16	553,053	159	229,179	177	794,753
保土ヶ谷区	3	4,262	13	359,995	143	244,708	159	608,965
旭区	4	38,062	17	1,406,820	175	272,872	196	1,717,754
磯子区	4	42,964	10	230,864	101	153,931	115	427,759
金沢区	17	668,223	21	1,932,391	165	330,685	203	2,931,299
港北区	4	54,103	17	1,050,016	143	155,646	164	1,259,765
緑区	2	17,235	14	459,227	133	261,152	149	737,614
青葉区	3	10,102	30	511,971	197	489,813	230	1,011,886
都筑区	9	249,152	30	1,173,091	99	178,618	138	1,600,861
戸塚区	0	0	19	773,781	193	279,749	212	1,053,530
栄区	11	164,757	12	231,908	104	208,892	127	605,557
泉区	0	0	9	177,397	88	174,228	97	351,625
瀬谷区	0	0	8	204,368	88	157,188	96	361,556
計	71	1,334,211	280	11,275,201	2,257	3,788,139	2,608	16,397,551

(注) 一般公園は、緩衝緑地、広場公園、都市緑地、緑道、街区公園以外の都市公園を表します

(3) 公園面積の推移

(単位：㎡)

年度 区名	19	20	21	22	23
横浜市	15,820,449 (3,730,472)	16,015,814 (3,741,467)	16,113,631 (3,765,119)	16,241,479 (3,782,682)	16,397,551 (3,788,139)
鶴見	392,708 (171,929)	396,656 (171,929)	403,515 (178,788)	405,448 (180,721)	416,416 (180,131)
神奈川	809,016 (175,629)	817,875 (175,939)	817,875 (175,939)	823,057 (177,251)	838,525 (177,251)
西	263,233 (52,612)	263,233 (52,612)	263,759 (53,138)	257,947 (53,138)	272,821 (54,497)
中	933,120 (90,626)	933,120 (90,626)	939,733 (91,720)	997,718 (91,720)	998,051 (91,720)
南	405,048 (145,225)	405,048 (145,225)	406,308 (146,485)	407,702 (147,879)	408,814 (147,879)
港南	790,200 (224,626)	790,655 (225,081)	790,655 (225,081)	794,753 (229,179)	794,753 (229,179)
保土ヶ谷	595,124 (231,660)	597,237 (233,773)	603,319 (239,855)	606,473 (242,760)	608,965 (244,708)
旭	1,651,963 (269,483)	1,674,305 (269,565)	1,678,523 (270,390)	1,681,777 (272,872)	1,717,754 (272,872)
磯子	426,939 (153,111)	427,327 (153,499)	427,327 (153,499)	427,327 (153,499)	427,759 (153,931)
金沢	2,930,943 (330,456)	2,930,943 (330,456)	2,930,943 (330,456)	2,931,070 (330,456)	2,931,299 (330,685)
港北	1,131,904 (155,601)	1,194,202 (155,601)	1,194,202 (155,601)	1,212,564 (155,646)	1,259,765 (155,646)
緑	637,642 (258,787)	661,141 (258,787)	687,658 (258,787)	723,627 (260,678)	737,614 (261,152)
青葉	979,531 (489,140)	979,531 (489,140)	1,011,832 (489,759)	1,011,886 (489,813)	1,011,886 (489,813)
都筑	1,572,072 (177,660)	1,596,948 (177,660)	1,596,948 (177,660)	1,596,943 (177,660)	1,600,861 (178,618)
戸塚	1,006,153 (269,712)	1,048,272 (274,491)	1,053,171 (279,390)	1,053,530 (279,749)	1,053,530 (279,749)
栄	586,688 (207,057)	589,771 (208,540)	596,771 (208,540)	597,123 (208,892)	605,557 (208,892)
泉	342,429 (165,039)	343,814 (166,424)	351,328 (173,938)	351,655 (174,258)	351,625 (174,228)
瀬谷	365,736 (162,119)	365,736 (162,119)	359,764 (156,093)	360,879 (156,511)	361,556 (157,188)

※ () 内は街区公園で内数

(4) 政令指定都市の公園整備状況

(平成23年3月31日現在)

都市名	箇所数	都市公園面積 (ha)※	都市計画区域に 対する都市公園 面積の割合(%)
札幌市	2,668	2,343.97	4.13
仙台市	1,604	1,292.73	2.92
さいたま市	880	631.86	2.91
千葉市	994	867.2	3.19
横浜市	2,601	1,751.81	4.03
川崎市	1,059	540.29	3.74
相模原市	579	292.39	1.35
新潟市	1,302	727.82	1.00
静岡市	477	406.56	1.73
浜松市	511	620.63	1.21
名古屋市	1,415	1,560.16	4.78
京都市	876	628.01	1.31
大阪市	980	938.54	4.17
堺市	1,126	687.86	4.59
神戸市	1,602	2,627.40	4.75
岡山市	457	1,137.42	1.94
広島市	1,086	859.51	2.00
北九州市	1,659	1,149.78	2.35
福岡市	1,611	1,342.42	3.95

※ 市立公園以外の都市公園(都道府県立公園)を含む。〈出典:「公園緑地」vol.72 No.5 2012〉

(5) 開発行為・土地区画整理事業による公園緑地引継実績

年度	種別	開発行為		土地区画整理事業		合計	
		箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
18 まで	公園	1,447	1,924,311	432	2,958,700	1,879	4,883,011
	緑地	39	642,078	26	312,514	65	954,592
19	公園	18	15,617	1	13,962	19	29,579
	緑地	0	0	0	0	0	0
20	公園	9	8,038	0	0	9	8,038
	緑地	0	0	0	0	0	0
21	公園	7	13,809	1	11,997	8	25,806
	緑地	0	0	0	0	0	0
22	公園	7	5,972	0	0	7	5,972
	緑地	0	0	0	0	0	0
23	公園	7	4,340	1	13,515	8	17,855
	緑地	0	0	0	0	0	0
計	公園	1,495	1,972,087	435	2,998,174	1,930	4,970,261
	緑地	39	642,078	26	312,514	65	954,592
合計		1,534	2,614,165	461	3,310,688	1,995	5,924,853

(6) 公園内有料施設

(平成24年3月31日現在)

施設 区名	野球場	運動広場	テニス コート	プール	子供用プール	弓道場	分区園	そ の 他
横浜市	22	9	21	28	29	4	3	11
鶴 見	入船 潮田		入船 潮田	潮田 岸谷 平安	潮田 岸谷 平安			
神奈川	神の木 台町 三ツ沢		三ツ沢	入江町 六角橋	入江町 六角橋 白幡仲町			陸上競技場 三ツ沢 補助陸上 三ツ沢 球技場 三ツ沢 馬術練習場 三ツ沢 体育館 三ツ沢
西	岡野			岡野	岡野			
中	横浜スタジアム	本牧市民	日ノ出川 本牧市民 山手	元町		元町		
南		清水ヶ丘	清水ヶ丘	弘明寺 清水ヶ丘 (屋内) 中村	弘明寺 清水ヶ丘 (屋内) 中村			体育館 清水ヶ丘
港 南	日野中央		日野中央	野庭中央	野庭中央			
保土ヶ谷		常盤	常盤	川辺	川辺	常盤		
旭	こども自然 今川		今川	大貫谷 鶴ヶ峰本町	大貫谷 鶴ヶ峰本町		南本宿	
磯 子	岡村 新杉田		岡村 新杉田	磯子腰越 森町 洋光台南	磯子腰越 森町 洋光台南 芦名橋			
金 沢	富岡西 長浜 野島		富岡西 長浜	富岡八幡	富岡八幡	富岡総合 (洋弓)		球技場 長浜
港 北	岸根 新横浜	新横浜(2)	新横浜	菊名池 綱島 新横浜 (屋内)	菊名池 綱島 新横浜 (屋内)			陸上競技場 新横浜 補助陸上 新横浜
緑	長坂谷	玄海田	長坂谷					球技場 長坂谷
青 葉				千草台	千草台		若草台	球技場 谷本
都 筑		都田	都田	茅ヶ崎 山崎	茅ヶ崎 山崎			
戸 塚	俣野	小雀 東俣野中央	小雀 東俣野中央	大坂下	大坂下			
栄	金井		金井			本郷ふじやま		
泉	中田中央			上飯田西 しらゆり	上飯田西 しらゆり		和泉アカ シア	
瀬 谷	瀬谷本郷		瀬谷本郷	宮沢町第二	宮沢町第二			

(7) 本格的なスポーツ施設を 2 種類以上備えた公園

(平成24年 3 月31日現在)

種別 区別	運 動 公 園	総 合 公 園	地 区 公 園
鶴見区		県立三ツ池(29.7ha) 野・テ・プ・運	入船(5.4ha) 野・テ 潮田(3.1ha) 野・テ・プ
神奈川区	三ツ沢(30.0ha) 陸・野・テ・球・体等		
西区			近隣公園：岡野(2.0ha)野・プ
中区		本牧市民(10.3ha) テ・運	近隣公園：元町(2.3ha)プ・弓
南区	清水ヶ丘(9.5ha)テ・プ・運・体		
港南区			日野中央(5.4ha) 野・テ
保土ヶ谷区	県立保土ヶ谷(34.7ha) 野・テ・ プ・球(2)・体		常盤(4.9ha) テ・運・弓
旭区			今川(8.3ha) テ・野
磯子区			岡村(6.8ha) 野・テ 新杉田(3.2ha)野・テ
金沢区	長浜(15.4ha) 野・テ・球		富岡西(3.5ha)野・テ
港北区	岸根(14.1ha) 野・武 新横浜(70.4ha) 陸・プ・テ・野・運(2)		
緑区	長坂谷(10.5ha) 野・テ・球		
青葉区			谷本(2.1ha) 野・球
都筑区			都田(3.7ha) テ・運
戸塚区		小雀(7.2ha) テ・運	東俣野中央(5.0ha) テ・運
栄区			金井(4.9ha) 野・テ
泉区			中田中央(2.9ha) 野・球
瀬谷区			瀬谷本郷(3.6ha) 野・テ・球

※ 「スポーツができる公園」とは、2種類以上の有料運動施設をもつ公園としています。

※ ゴシックは整備中の公園

※ 県立公園2公園を含む

凡例〔陸：陸上競技場、野：野球場、テ：テニスコート、プ：プール、運：運動広場、球：球技場、
武：武道館 弓：弓道場 体：体育館〕

(8) 公園内教養施設

(平成24年3月31日現在)

区	公園名	施設名	所管局	運営主体
鶴見	みその	横溝屋敷	環境創造局	指定管理者（みその公園「横溝屋敷」管理委員会）
鶴見	馬場花木園	花木園	環境創造局	指定管理者（（財）横浜市緑の協会）
西	掃部山	横浜能楽堂（旧染井能舞台）	文化観光局	指定管理者（（公財）横浜市芸術文化振興財団）
中	港の見える丘	イギリス館	環境創造局	指定管理者（（財）横浜市緑の協会）
中	港の見える丘	山手 111 番館	環境創造局	指定管理者（（財）横浜市緑の協会）
中	元町	エリスマン邸	環境創造局	指定管理者（（財）横浜市緑の協会）
中	元町	山手 234 番館	環境創造局	指定管理者（（財）横浜市緑の協会）
中	元町	ベーリック・ホール	環境創造局	指定管理者（（財）横浜市緑の協会）
中	山手イリア山庭園	外交官の家	環境創造局	指定管理者（（財）横浜市緑の協会）
中	山手イリア山庭園	ブラフ 18 番館	環境創造局	指定管理者（（財）横浜市緑の協会）
中	本牧臨海	八聖殿郷土資料館	教育委	指定管理者（（公財）横浜市ふるさと歴史財団）
中	本牧市民	陶芸センター	文化観光局	指定管理者（シンリュウ（株））
神奈川	三ツ沢	青少年野外活動センター	こども青少年局	指定管理者（（公財）横浜市体育協会）
旭	こども自然	青少年野外活動センター	こども青少年局	指定管理者（（公財）横浜市体育協会）
旭	こども自然	自然体験施設	環境創造局	指定管理者（NPO 法人 こども自然公園どろんこクラブ）
磯子	久良岐	久良岐能舞台	文化観光局	指定管理者（（株）シグマコミュニケーションズ）
磯子	根岸なつかし	旧柳下邸	環境創造局	指定管理者（NPO 法人 根岸なつかし公園旧柳下邸管理委員会）
金沢	長浜野口記念	長浜ホール・旧細菌検査室	文化観光局	指定管理者（相鉄エージェンシー・相鉄企業・神奈川共立共同事業体）
金沢	野島	横浜市野島青少年研修センター	こども青少年局	指定管理者（（公財）よこはまユース）
港北	大倉山	大倉山記念館	文化観光局	指定管理者（相鉄エージェンシー・相鉄企業共同事業体）
都筑	せせらぎ	古民家	環境創造局	指定管理者（NPO 法人 せせらぎ公園「古民家」管理委員会）
都筑	大塚・歳勝土遺跡	環壕集落・方形溝墓群(国指定史跡)	教育委	指定管理者（（公財）横浜市ふるさと歴史財団）
都筑	大塚・歳勝土遺跡	都筑民家園	環境創造局	指定管理者（NPO 法人 都筑民家園管理運営委員会）
都筑	都筑中央	自然体験施設	環境創造局	指定管理者（NPO 法人 都筑里山倶楽部）
都筑	茅ヶ崎	自然生態園	環境創造局	指定管理者（NPO 法人 茅ヶ崎公園自然生態園管理運営委員会）
戸塚	舞岡公園	田園・小谷戸の里	環境創造局	指定管理者（舞岡公園田園・小谷戸の里管理運営委員会）
栄	本郷ふじやま	古民家	環境創造局	指定管理者（本郷ふじやま公園運営委員会）
泉	天王森泉	天王森泉館	環境創造局	指定管理者（天王森泉公園運営委員会）
瀬谷	長屋門	歴史体験ゾーン	環境創造局	指定管理者（長屋門公園歴史体験ゾーン運営委員会）

(9) 管理運営委員会

(平成24年3月31日現在)

施設種別	管理運営委員会結成数
多目的広場	101か所
少年野球場	30か所
庭球場	14か所
その他	9か所

3 環境影響評価関係資料

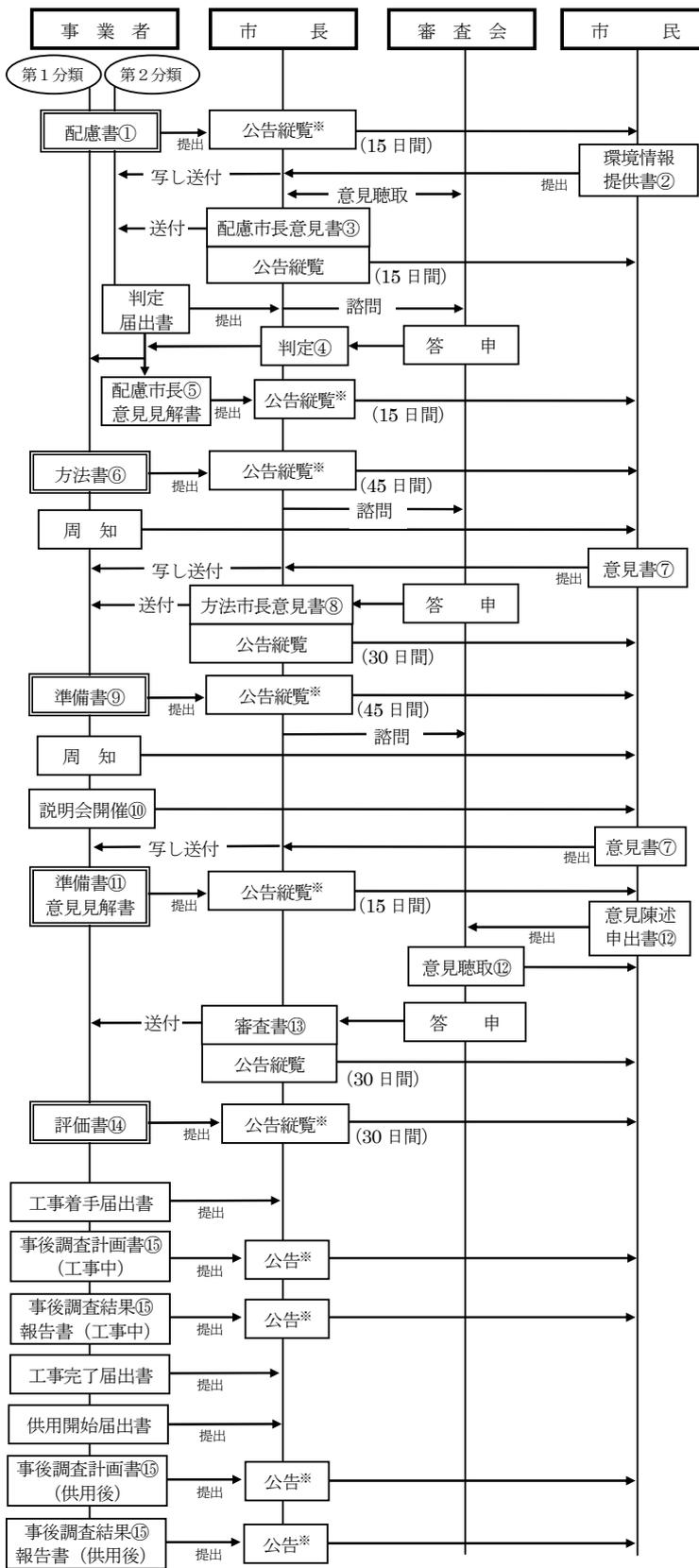
(1) 環境影響評価実施状況一覧表

(平成 23 年度)

根拠	件名	事業種類	場所	実施内容
環境影響評価法	相鉄・東急直通線	普通鉄道の建設	神奈川区、保土ヶ谷区、港北区	準備書の公告、縦覧 市長意見の作成、公告、縦覧
	川崎火力発電所2号系列2軸, 3軸設備増設計画	発電設備の新設を伴う火力発電所の変更	川崎市、鶴見区、神奈川区、東京都	準備書の公告、縦覧
	中央新幹線(東京都・名古屋市間)	新幹線鉄道の建設	青葉区	方法書の公告、縦覧 市長意見の作成、公告、縦覧
横浜市環境影響評価条例	(仮称) 横浜駅西口駅ビル計画	高層建築物の建設	西区	評価書の公告・縦覧 審査書の作成、公告、縦覧 報告書の公告
	(仮称) みなとみらい 21 中央地区 42 街区開発計画	高層建築物の建設	西区	事後調査報告書の公告
他自治体条例	株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画	高層建築物の新設 住宅団地の新設 商業施設の新設 大規模建築物の新設	川崎市	準備書の縦覧 見解書の縦覧
	(仮称) リサイクルパークあさお建設事業	廃棄物処理施設の新設	川崎市	事後調査報告書の縦覧

※ 根拠条例：神奈川県環境影響評価条例

(2) 横浜市環境影響評価条例 手続の流れ(横浜市環境影響評価条例の対象となる事業)



- ①配慮書…計画段階事業者は、事業の計画を立案するにあたり、環境配慮指針に従って行った計画段階配慮の内容を具体的に示した計画段階配慮書を作成し、市長へ提出します。
- ②環境情報提供書…配慮書について環境の保全に関する情報（環境情報）をお持ちの方は、配慮書の縦覧期間（公告の日から15日間）内に、市長に環境情報提供書を提出することができます。
- ③配慮市長意見書…市長は、配慮書についての環境の保全の見地からの意見書を作成し、計画段階事業者へ送付します。
- ④判定…市長は、規則で定める基準に従って、第2分類事業について、環境影響評価等の実施が必要か否かの判定を行い、その結果を事業者に通知します。
- ⑤配慮市長意見解書…第2分類事業の判定の結果、環境影響評価等の実施の必要がないとされた者は、配慮市長意見書に対する見解を示した配慮市長意見解書を作成し、市長へ提出します。
- ⑥方法書…事業者は、対象事業の計画内容、環境影響評価を行うにあたっての調査・予測の手法などを示した方法書を作成し、市長へ提出します。
- ⑦意見書…方法書・準備書について環境の保全の見地から意見のある方は、図書の縦覧期間（公告の日から45日間）内に、市長に意見書を提出することができます。
- ⑧方法市長意見書…市長は、提出いただいた意見書に配慮し、方法書についての環境の保全の見地からの意見書を作成し、事業者へ送付します。
- ⑨準備書…事業者は、実施した環境影響評価の結果等（調査・予測・評価の結果や環境の保全のための措置、事後調査についてなど）を示した準備書を作成し、市長へ提出します。
- ⑩説明会…事業者は、準備書の内容を周知するための説明会を開催します。説明会はどなたでも出席することができます。
- ⑪準備書意見解書…事業者は、提出いただいた意見書についての見解を示した準備書意見解書を作成し、市長へ提出します。
- ⑫意見陳述の手続…対象地域の住民等は、準備書意見解書の縦覧期間（公告の日から15日間）内に、審査会に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨を申し出て、審査会が審議に必要と認める場合には、意見の聴取が行われます。（意見陳述の手続は、準備書に対する意見書が提出されなかった場合には行われません）
- ⑬審査書…市長は、準備書についての環境の保全の見地からの意見書（審査書）を作成し、事業者へ送付します。審査書は、事業者のほか、当該事業について許認可権を有する者にも送付し、配慮を要請します。
- ⑭評価書…事業者は、審査書を勘案すると共に市民の方からの意見等に配慮し、準備書の記載事項に検討を加えて、環境影響評価の最終的な評価をとりまとめた評価書を作成し、市長へ提出します。
- ⑮事後調査の手続…事業者は、事後調査を実施する時に事後調査計画書を、実施後に事後調査結果報告書を作成し、市長へ提出します。

※併せて、インターネット等での公表も行います。

4 地籍調査事業関係資料

(1) 調査業務

ア 新規調査

平成12年度から休止しています。

(ア) 一筆地調査及び測量（1年目）

道路・水路・青地・民有地など、土地一筆ごとに現地での調査・測量を実施します。

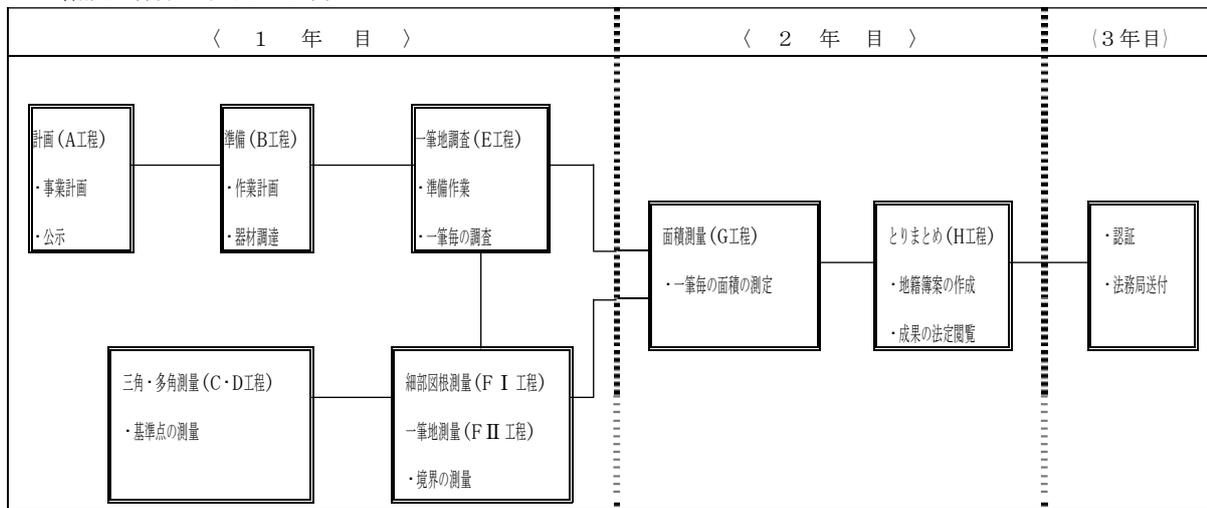
(イ) 面積測定及び閲覧（2年目）

前年度に一筆地調査と測量を実施した地区について、面積の測定と地籍図・地籍簿の作成を行い、成果の法定閲覧をします。

(ウ) 認証及び法務局送付（3年目）

成果について、県の認証を得て法務局に送付します。

地籍調査作業工程及び手順



イ 再調査

法務局への地籍調査成果の送付が遅れている地域（未送付地区）について、全筆再調査を実施し、成果を順次送付します。

平成24年度実施予定地域

地 域	面積 (km ²)
栄区笠間四丁目ほかの各一部 【全筆再調査・1年目】	0.21
栄区笠間三丁目ほかの各一部 【全筆再調査・2年目】	0.39

(2) 管理業務

調査が終了した地区の成果品を管理し、閲覧及び証明資料提供と成果に関する相談並びに修正を行っています。また、旭区市沢町の一部（0.32km²）の数値情報化を実施します。

地籍調査の実施状況

平成24年3月31日現在

項 目	面積 (km ²)	実 施 率
市 全 域 面 積	434.98	—
法 務 局 送 付 面 積	145.67	市全域の33.5%

5 平成24年度 環境に関する市民意識調査 結果概要

(1) 調査概要

【目的】

今後の環境分野の市政運営や政策立案の基礎資料として活用するため、市民の環境に関する意識や市政に対する満足度、要望等を把握することを目的とします。

【調査方法】

インターネット調査（登録モニターによるWEB調査）により実施しました。

「平成23年中の人口動態と平成24年1月1日現在の年齢別人口」より、人口構成比に基づき、性別・年代別に割付け、横浜市在住の20歳以上の合計1,000人から回答を得ました。

【調査期間】

平成24年8月23日（木）～8月29日（水）

【調査項目】

32項目について、調査を実施しました（各項目については（2）設問一覧を参照）。平成24年度の調査では、平成23年度の調査に引き続き、環境保全の優先度や環境活動への意欲、災害対策と連携して取り組むべき環境施策などについて調査を行いました。

【調査結果】

調査結果は横浜市ホームページ

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/data/chousa/>)で公表しています（主な項目の結果概要については（3）結果概要を参照）。

(2) 設問一覧

(1) 環境問題に対する関心と行動	
Q1	横浜の環境の現状について、どのように感じているか
Q2	横浜の環境は 10 年前と比べてどのようになったと感じているか
Q3	市内の満足度
Q4	環境に対する関心や行動で最も近いもの
Q5	関心のある環境問題や環境活動
Q6	環境にやさしい生活のために実践していること
Q7	環境行動を実践するうえで難しい点、行動できない、行動しない理由
Q8	環境の保全と生活の便利さ・快適さについて考えに最も近いもの
(2) 地域の環境活動への参加	
Q9	地域の環境活動に参加したいと思うか
Q10	どのような活動や取組に参加したことがあるか、参加したいと思うか
Q11	どのような形態の活動に参加したことがあるか、参加したいと思うか
Q12	地域の環境活動に参加しない、あるいは参加できない理由
(3) 環境問題に関する情報収集	
Q13	環境問題や環境活動に関して、必要な情報は得られているか
Q14	環境の情報を得る主な手段は何か
Q15	横浜市環境創造局で、情報を発信するためにツイッターを利用していることの認知
(4) 温暖化対策に関する設問	
Q16	市の CO ₂ 排出量の家庭部門に占める割合は全国と比べると高いことの認知
Q17	家庭での CO ₂ 排出削減・省エネ行動を進める取組「環境家計簿」についての認知
Q18	家庭での CO ₂ 排出削減・省エネ行動を進める機器「HEMS」についての認知
(5) 生物多様性に関する設問	
Q19	生物多様性という言葉を知っているか
Q20	近年、生物多様性の危機が問題として挙げられているが、身近な問題と思うか
Q21	「ヨコハマ b プラン」について、特に必要と思うもの
(6) 水と緑に関する設問	
Q22	身近に緑を感じられる環境があるか
Q23	公園や森林、水辺の広場など身近な自然環境に足を運ぶ頻度
Q24	市民が負担（横浜みどり税）することについての考え
Q25	市の中心部に緑や水辺が多くないことについて、優先的に必要なこと
Q26	横浜市が住宅用雨水浸透ますの設置に補助金制度を設けていることの認知
(7) 食と農に関する設問	
Q27	横浜産の農産物を購入したことがあるか
Q28	農産物直売所やその他の場所で、横浜産の農産物を購入しようと思う理由
Q29	市民利用型農園で農作業を体験してみたいと思うか
(8) 市の環境関連施策の認知度と優先度	
Q30	横浜市の環境に関する取組について、どのように感じているか
Q31	今後、横浜市に優先的に取り組んでほしい事項
(9) 東日本大震災を受けて	
Q32	震災から 1 年以上が経過したが、今後横浜市が災害対策として優先的に取り組むべきこと

(3) 結果概要

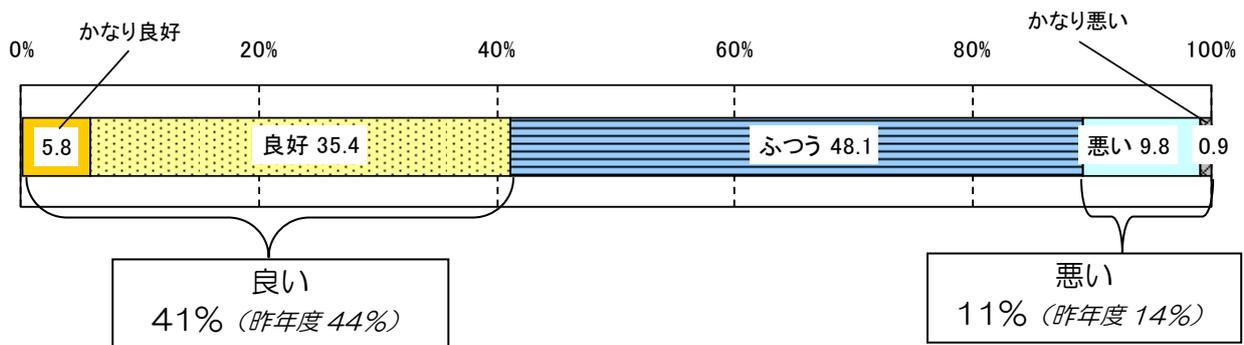
環境問題に対する関心・情報収集について

横浜の環境が「良い」という回答が昨年度に引き続き、4割を超えています。また、「環境の保全を優先」という回答が7割程度となっており、環境に対する市民の意識の高さが伺えます。

環境に関する情報を得る手段としては、「新聞、公共機関の広報誌・パンフレット」は年齢が高い世代ほど多く、「ブログやツイッターなどのソーシャルメディア」は年齢が低い世代ほど多い傾向があります。また、年齢が低い世代ほど環境に関する情報を得ていない傾向があり、情報発信の際は各世代に適した工夫が必要です。

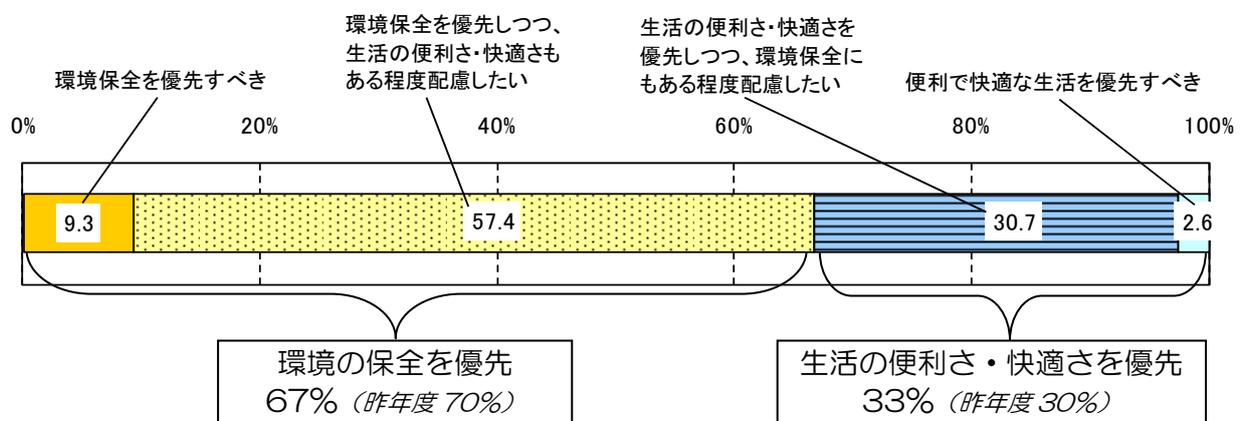
(Q1) 横浜の環境の現状について、どのように感じていますか？

- 横浜の環境について、「かなり良好、良好」が41%。「ふつう」が48%。「悪い、かなり悪い」が11%。



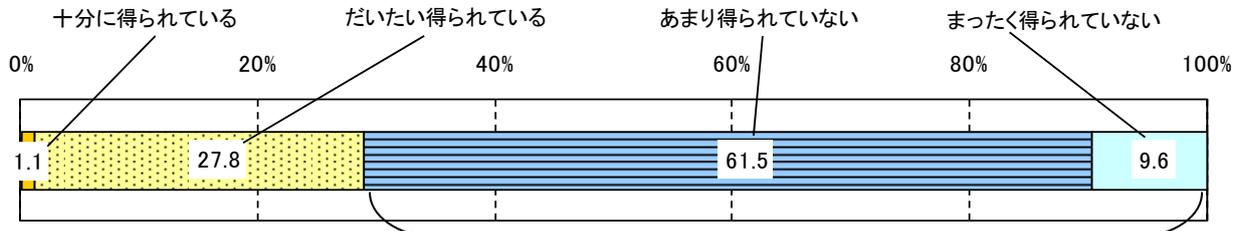
(Q8) 環境の保全と生活の便利さ・快適さの優先度は？

- 「環境の保全を優先」が67%。



(Q13) 環境問題や環境活動に関して、必要な情報は得られていますか？

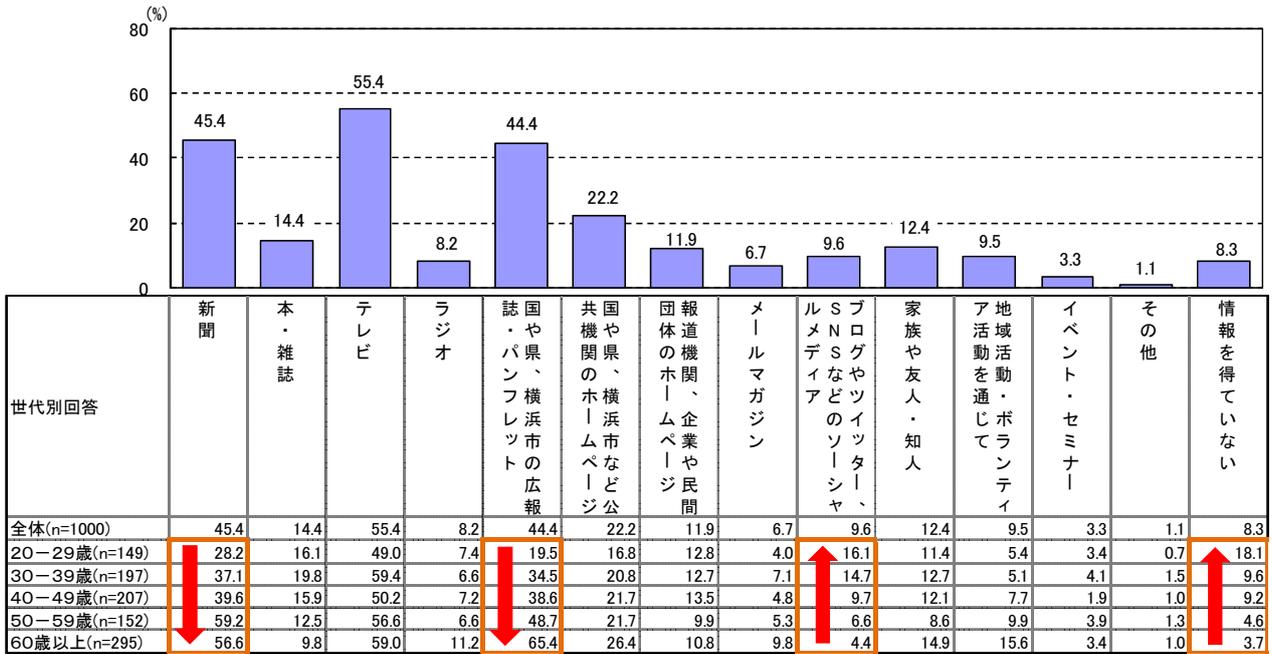
● 「必要な情報を十分に得られていない」が71%。



必要な情報を十分に得られていない
71% (20代は76%、60歳以上は65%)

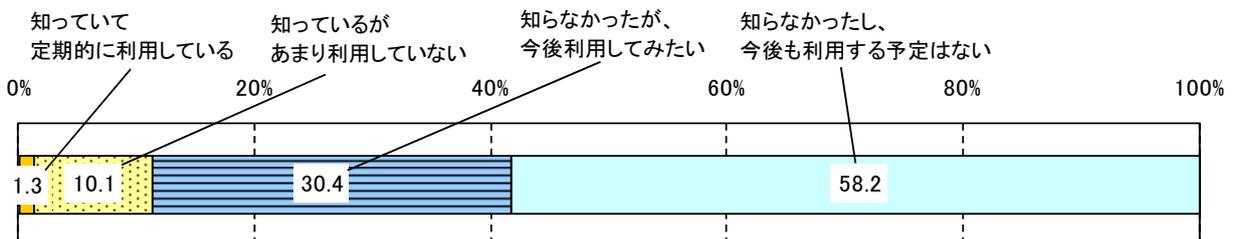
(Q14) 環境に関する情報をどのように入手していますか？

● 「テレビ」「新聞」「公共機関の広報誌・パンフレット」「ブログやツイッターなどのソーシャルメディア」など、手段によって世代ごとに特徴が見られる。



(Q15) 横浜市が環境に関する情報をツイッターで発信していることを知っていますか？

● ツイッターの認知度はまだまだ。



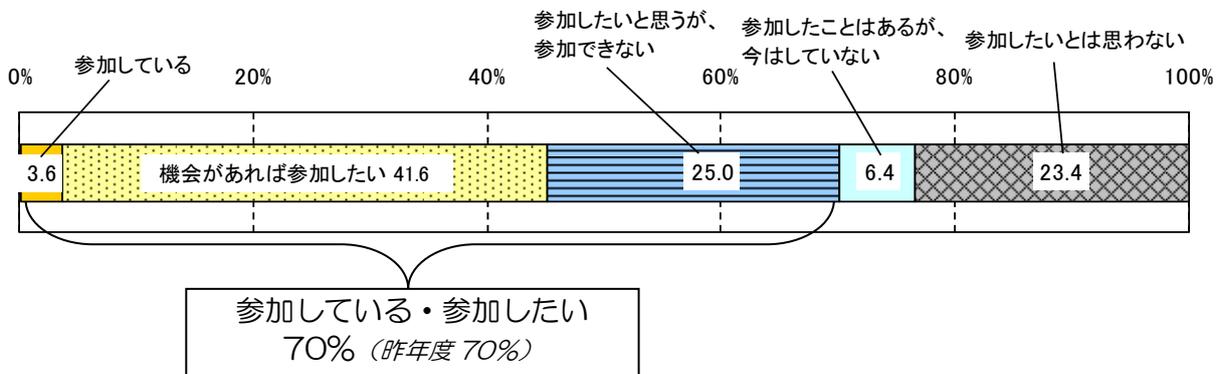
地域の環境活動への参加について

地域の環境活動に「参加している・参加したい」という回答が昨年度に引き続き、7割程度となっており、環境活動に参加しやすい機会の創出、環境活動に関する情報のさらなる発信が求められています。

一方、「参加しない・参加できない」理由は、各世代で異なり、20代は「必要性を感じない」、30～50代の働く世代は「時間・お金がない」、60歳以上は「どこでどのような活動が行われているか、わからない」「参加の仕方がわからない」が他の世代より多い傾向にあり、啓発活動の充実化や情報発信の仕方に工夫が必要です。

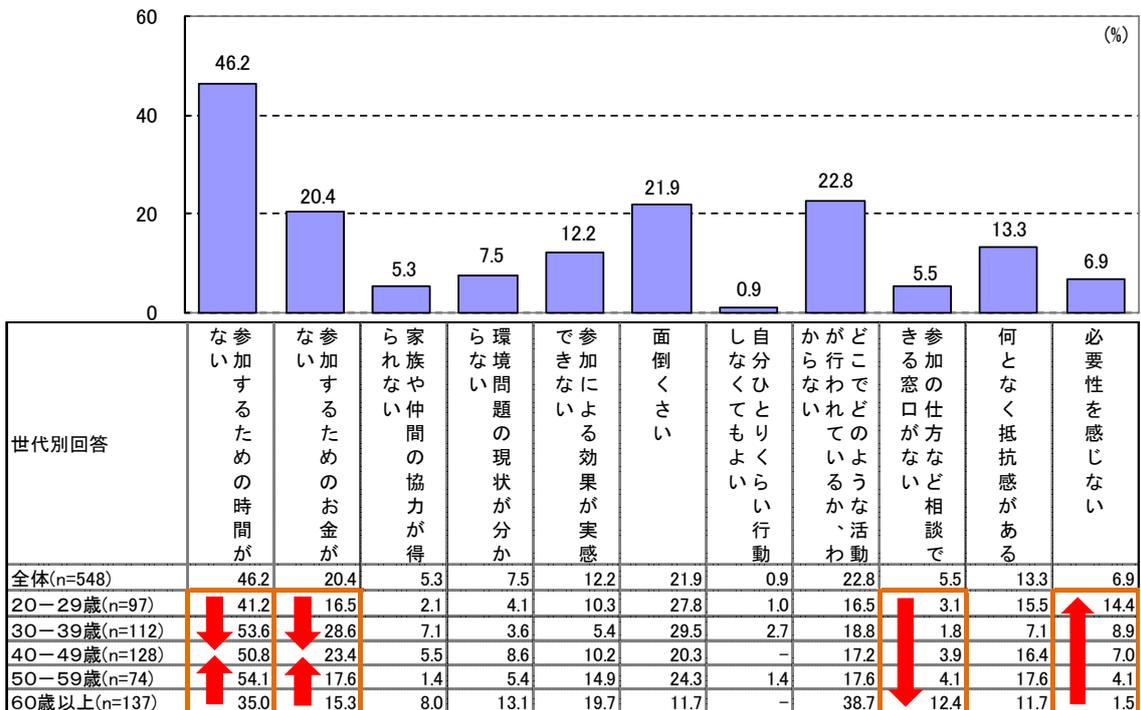
(Q9) 地域の環境活動に参加したいと思いますか？

● 「参加している、参加したい」が70%。



(Q12) 地域の環境活動に参加しない、あるいは参加できない理由は？

● 「環境活動に参加しない、参加できない」理由の1位は、「参加するための時間がない」。各世代で参加できない理由に特徴が見られる。



温暖化対策について

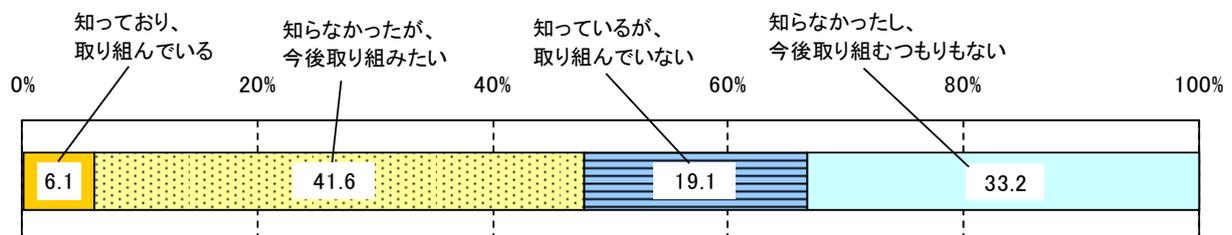
家庭でのエネルギー使用量等を把握しながら CO₂ 排出削減、省エネ行動を進める取組として、環境家計簿やホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）があります。

環境家計簿については、「知らなかったが、今後取り組みたい」という回答が約 4 割と多く、入手及び活用方法をさらに周知していく必要があります。

HEMS については、横浜市では「横浜スマートシティプロジェクト」において、HEMS を使った実証実験を進めていますが、認知度は約 2 割にとどまり、今後も更なる情報の周知を図る必要があります。

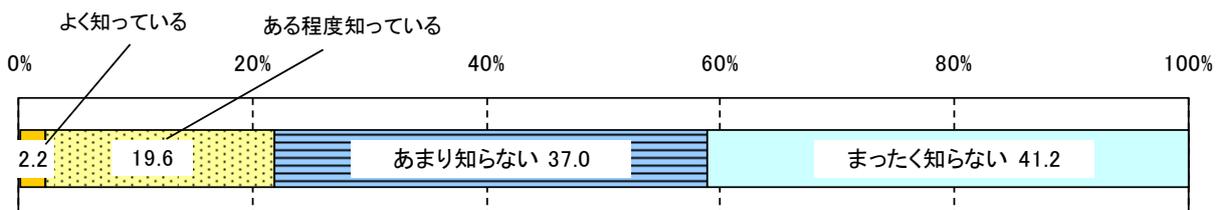
(Q17) 電気やガスなどの使用量を記録する「環境家計簿」を知っていますか？

- 環境家計簿について、「今後取り組みたい」が 42%。



(Q18) 「ホームエネルギーマネジメントシステム」を知っていますか？

- ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）について、「あまり知らない、まったく知らない」が 78%。



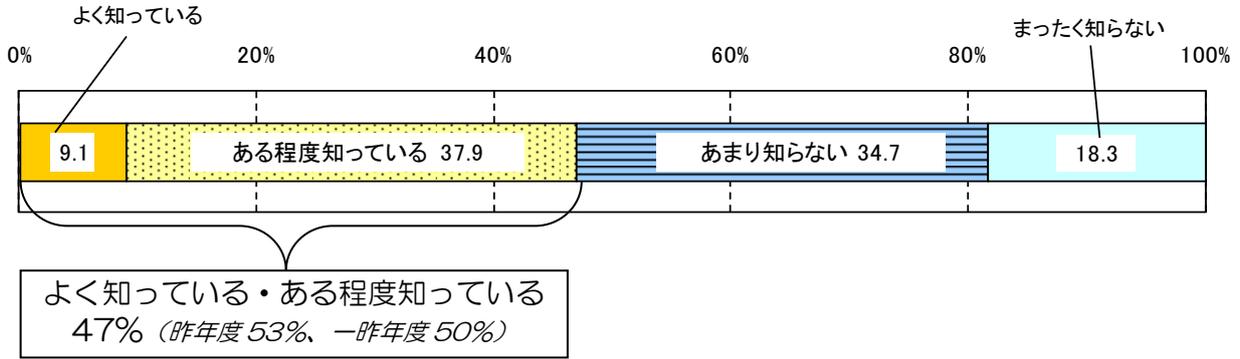
生物多様性について

生物多様性という言葉を知っているという回答が一昨年度より 5 割程度で推移しています。また、生物多様性の危機を身近な問題として認識している回答は昨年度に引き続き、約 6 割となっています。

生物多様性を守るために特に必要と思う横浜市の取組として、「生き物のすむ川、水辺の整備」「外来生物への対策」「都市部の緑の創造」といった回答が昨年度に引き続き、上位にあがりました。生物多様性の取組については、水辺の整備や緑化の取組、地球温暖化対策など、他の分野との連携を図りながら取り組む必要があります。

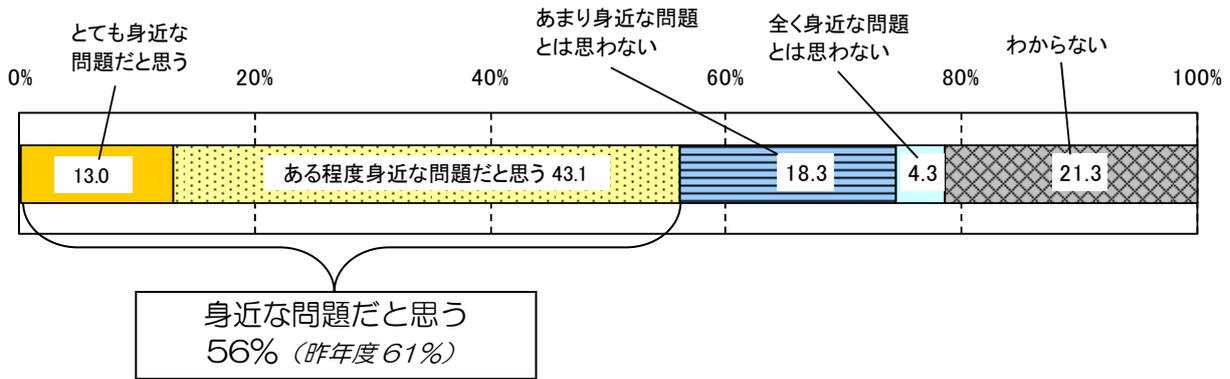
(Q19) 生物多様性という言葉を知っていますか？

● 生物多様性という言葉「よく知っている、ある程度知っている」が47%。



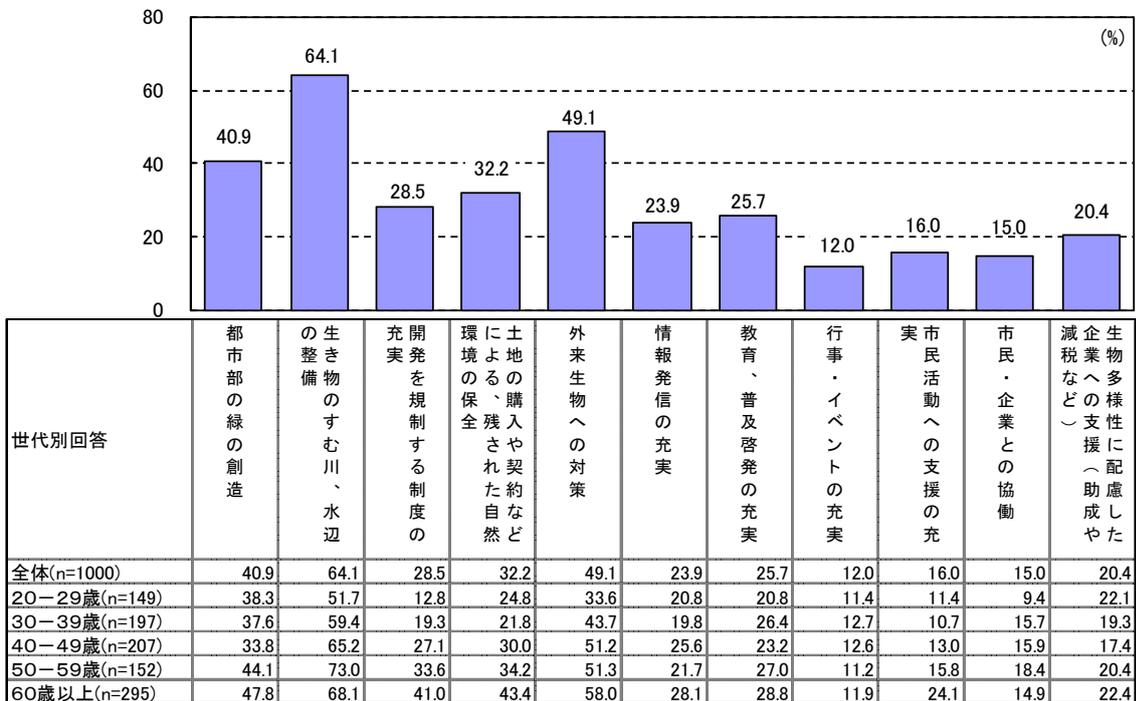
(Q20) 生物多様性の危機が問題として挙げられています、身近な問題だと思いますか？

● 生物多様性の危機を「身近な問題だと思う」が56%。



(Q21) 「bプラン」における横浜市の取組のうち、特に必要だと思うものは？

● 「ヨコハマbプラン（生物多様性横浜行動計画）」を進める上で必要な取組は、昨年度に引き続き、1位「生き物のすむ川、水辺の整備」、2位「外来生物への対策」。



水とみどりについて

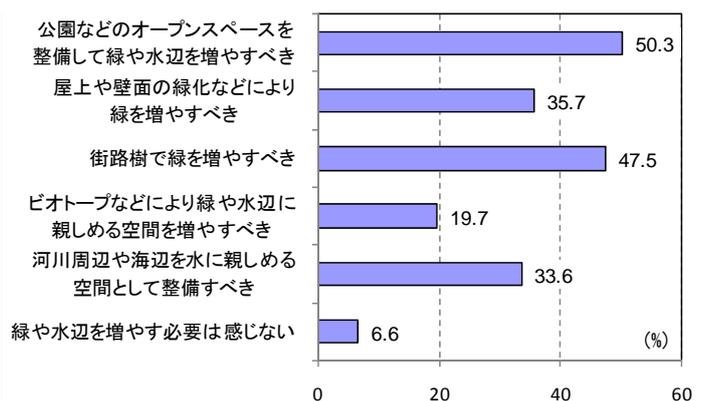
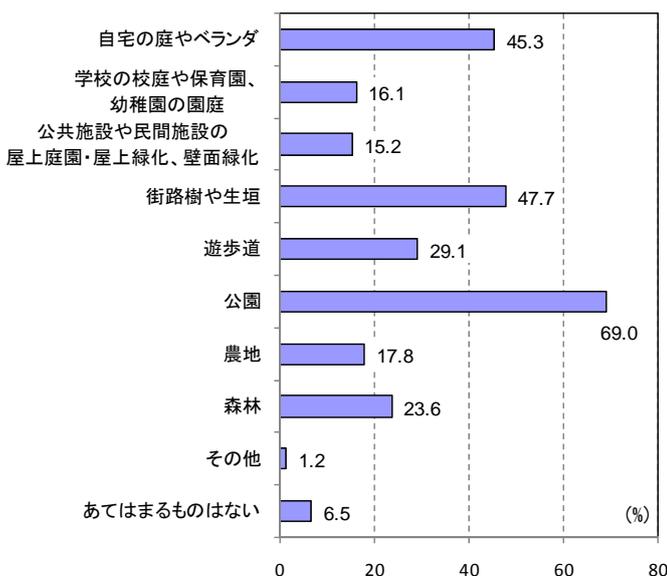
「身近に緑を感じられる環境」及び「緑や水辺を増やす優先場所」として、いずれも公園、街路樹が上位にあがりました。

横浜みどり税を市民が負担することについて、昨年度に引き続き、「負担が必要・やむを得ない」という回答が約6割であり、ある程度理解は示されていますが、市民の皆様が身近に感じやすい場所に緑を増やすための横浜みどり税の活用が求められています。

(Q22(左)) 身近に緑を感じられる環境はありますか？

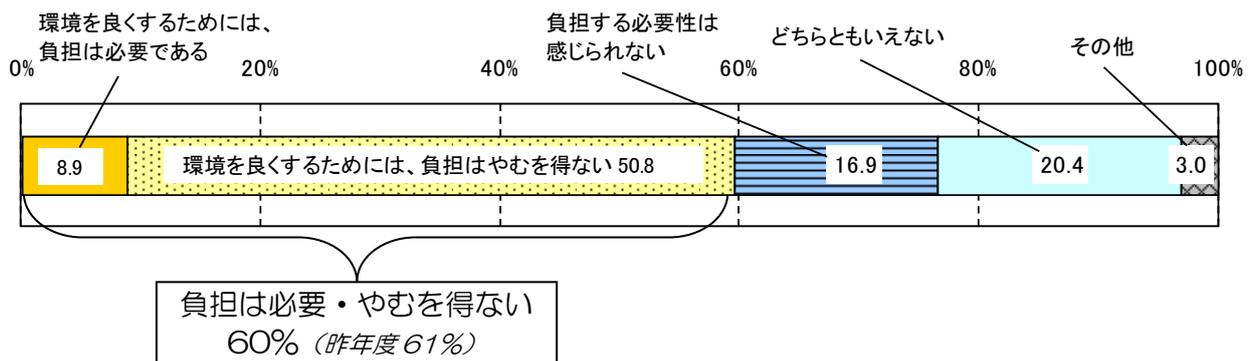
(Q25(右)) 市の中心部に緑や水辺が多くないことについて優先的に必要なことは？

- 身近に緑を感じられる環境の1位は「公園」。2位は「街路樹や生垣」。
市の中心部に緑や水辺を増やすための優先事項は、「公園などのオープンスペースを整備して緑や水辺を増やすべき」が1位。「街路樹で緑を増やすべき」が2位。



(Q24) 市民の皆様には負担（横浜みどり税）をいただいていることについて、どうお考えですか？

- 環境を良くするため、「負担は必要、やむを得ない」が60%。



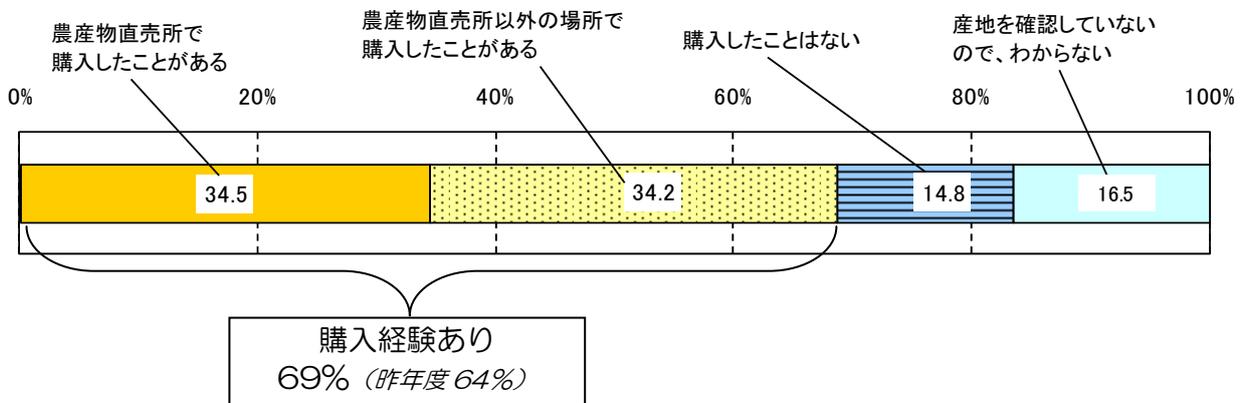
食と農について

横浜産の農産物の購入経験ありという回答が7割近くまで増加しました。

横浜産の農産物を購入する理由としては、「新鮮な農産物を購入したい」という回答が最も多くなっています。また、「地元の農家を応援したい」という回答が約4割と地産地消を推す声も多く、市民の皆様が身近なところで地産地消を実感できる取組を進める必要があります。

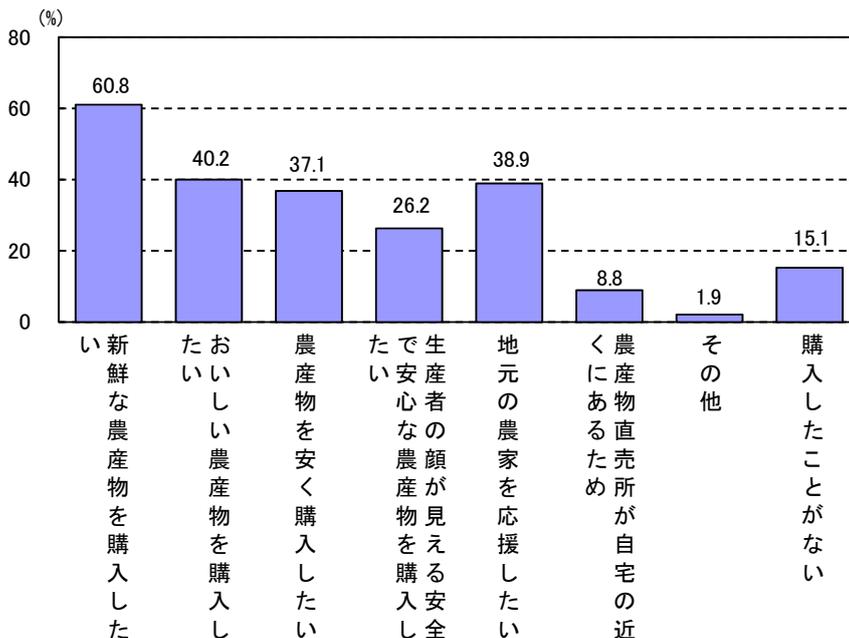
(Q27) 横浜産の農産物を購入したことがありますか？

● 横浜産の農産物の「購入経験あり」が69%。



(Q28) 農産物直売所やその他の場所で、横浜産の農産物を購入しようと思う理由は？

● 横浜産の農産物の購入する理由の1位は、「新鮮な農産物を購入したい」。



市の環境関連施策の優先度について

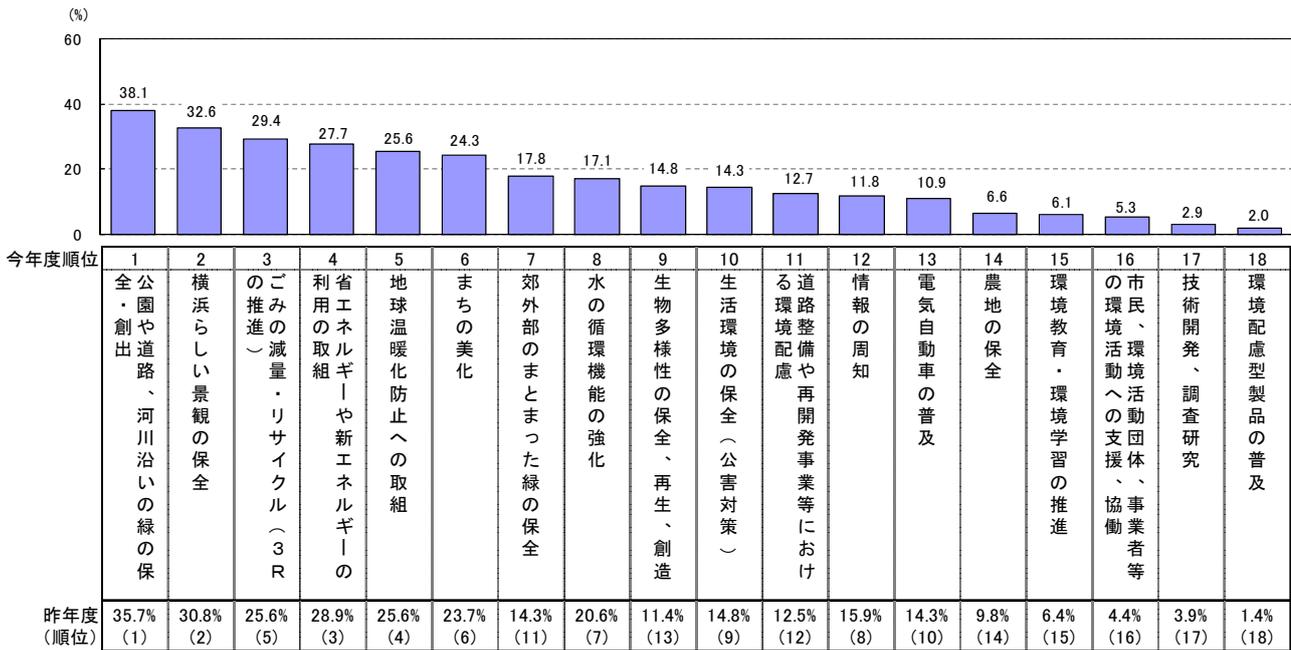
横浜市に優先的に取り組んで欲しい事項として、「公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出」「横浜らしい景観の保全」が、昨年度に引き続き、1位、2位を占めています。また、昨年度大幅に回答が増加した「省エネルギーや新エネルギーの利用の取組」は今年度も引き続き、上位にあがっており、東日本大震災をきっかけとした意識の変化が定着していることが伺えます。

環境行政と災害対策との連携した取組については、「防災拠点（避難所）の自立的電源確保のための再生可能エネルギーや蓄電池を利用した非常用電源の設置」の回答が昨年度より大幅に増加しました。

緑を中心とした横浜らしい景観を保全するとともに、省エネルギーの取組、新エネルギーの利用促進によって、地球温暖化対策や災害時におけるエネルギーの安定した需給対策など、持続可能な都市づくりが求められています。

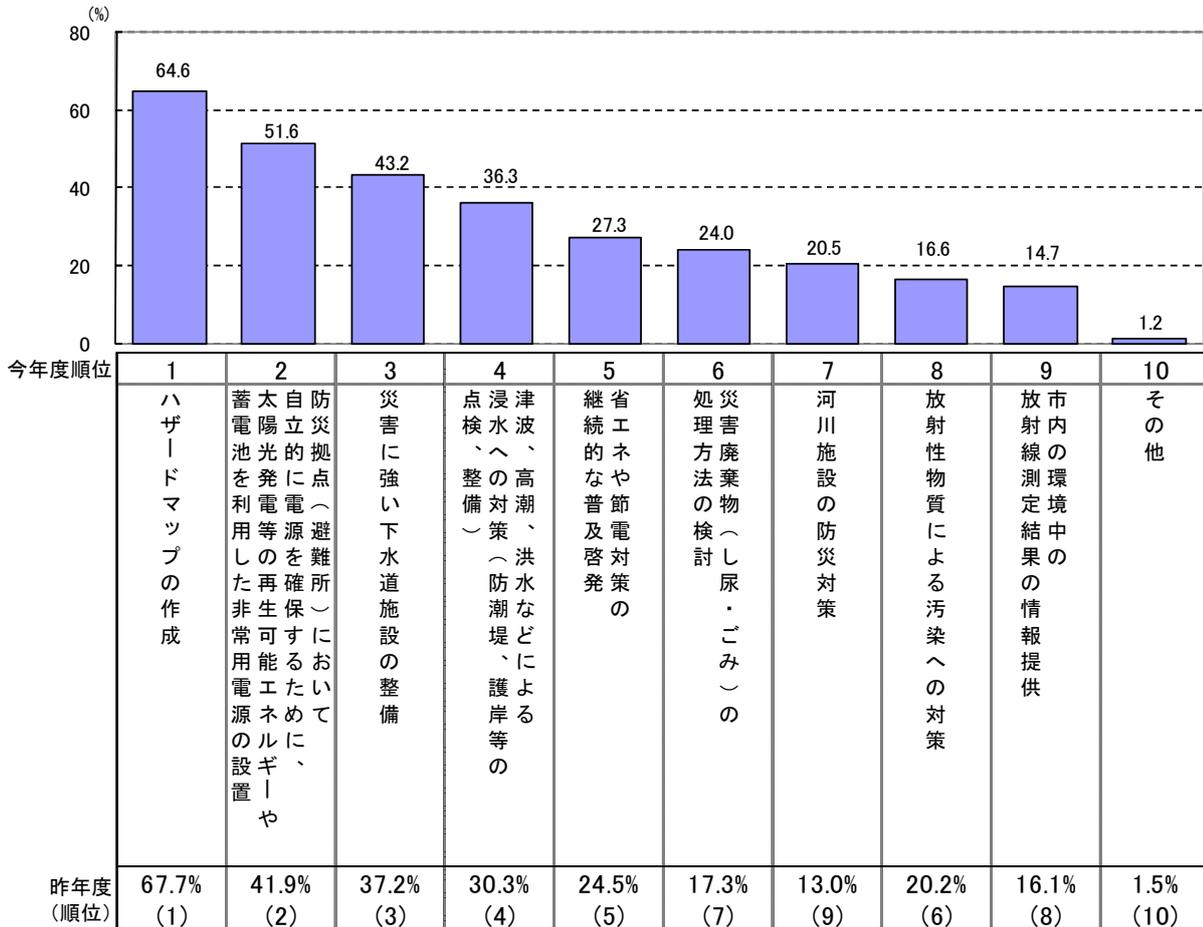
(Q31) 今後、横浜市に優先的に取り組んでほしい事項は？

- 横浜市に優先的に取り組んで欲しい事項の1位は、昨年度に引き続き、「公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出」。



(Q32) 東日本大震災後、環境行政においても災害対策との連携した取組の必要性が高まっていますが、優先的に取り組むべきと思うことは？

- 必要と思う環境行政と災害対策との連携した取組の 1 位は、昨年度に引き続き、「ハザードマップの作成」。2 位の「防災拠点（避難所）の自立的電源確保のための再生可能エネルギー等を利用した非常用電源の設置」は昨年度より回答が大幅に増加。



※ハザードマップ…予測される災害(液状化、浸水、がけ崩れなど)の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に表したもの

付属資料

I 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 7 年 3 月 24 日横浜市条例第 17 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 基本的施策（第 7 条—第 17 条）
- 第 3 章 総合的推進のための施策（第 18 条—第 22 条）
- 第 4 章 効果的推進のための施策（第 23 条—第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市（以下「市」という。）、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生

態系の多様性に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 事業者は、前 3 項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第 6 条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第 2 章 基本的施策

（公害の防止等）

第 7 条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（監視等の体制の整備）

第 8 条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めなければならない。

（公害に係る健康被害者の保護等）

第 9 条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。

（自然環境の保全及び創造）

第 10 条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。

2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

（快適な環境の確保）

第 11 条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

（エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等）

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第 13 条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

（環境の保全に関する施設の整備等）

第 14 条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

（地球環境保全の推進等）

第 15 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

（環境教育の充実及び環境学習の促進）

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

（調査研究等）

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第 3 章 総合的推進のための施策

（環境管理計画の策定等）

第 18 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画（以下「環境管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、横浜市環境創造審議会条例（平成 6 年 6 月横浜市条例第 19 号）に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

（平成 18 年横浜市条例第 75 号・一部改正）

（施策の策定等と環境管理計画との整合等）

第 19 条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。

2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

（年次報告書の作成、公表等）

第 20 条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進）

第 21 条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

（開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進）

第 22 条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 効果的推進のための施策

（情報の提供及び市民等の意見反映）

第 23 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（市民及び事業者との連携）

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

（市民及び事業者の自主的な活動の促進）

第 25 条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

（経済的措置）

第 26 条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

（事業者の環境管理に関する制度の導入の促進）

第 27 条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければならない。

附則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 18 年 12 月条例第 75 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

II 環境基準等

1 大気汚染に関する環境基準

(1) 大気の汚染等に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 * 1	一酸化炭素 * 1	浮遊粒子状物質 * 1	二酸化窒素 * 2	光化学オキシダント * 1	微小粒子状物質 * 3
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 年平均値が 15 μg/ m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/ m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外線分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法、又はエチレンを用いる化学発光法	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
<p>備考</p> <p>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm 以下の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>						

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

* 1 大気の汚染に係る環境基準について

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

最近改正 平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 73 号

* 2 二酸化窒素に係る環境基準について

昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号

最近改正 平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 74 号

* 3 微小粒子状物質に係る環境基準について

平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号

最近改正 平成 13 年 4 月 20 日 環境省告示第 30 号

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	一年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所については、適用しない。

2 悪臭防止法の定める悪臭物質と規制基準

昭和 48 年 5 月 31 日 横浜市告示第 129 号

最近改正 平成 7 年 4 月 5 日 横浜市告示第 87 号

悪臭物質名	規制基準	悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1 ppm	イソパレルアルデヒド	0.003 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	イソブタノール	0.9 ppm
硫化水素	0.02 ppm	酢酸エチル	3 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	メチルイソプチルケトン	1 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	トルエン	10 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	スチレン	0.4 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	キシレン	1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
ノルマルパレルアルデヒド	0.009 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

* 規制基準は敷地境界線での基準のみを示す。

3 騒音に関する環境基準・道路交通騒音の要請限度及び道路交通振動の要請限度

(1) 騒音の環境基準（一般環境）

地域の類型	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注：横浜市には A A にあてはまる地域はない。)

(2) 騒音の環境基準（道路に面する地域については下表のとおりとする）

地域の区分	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

* 「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道及び都道府県道並びに 4 車線以上の市町村道をいう。

(3) 道路交通騒音の要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	区域の区分	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
		昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以上の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
A 地域	a 区域	第一種低層住居専用地域
		第二種低層住居専用地域
		第一種中高層住居専用地域
		第二種中高層住居専用地域
B 地域	b 区域	第一種住居地域
		第二種住居地域
		準住居地域
		無指定
C 地域	c 区域	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

＜自動車騒音の限度＞

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、市長は公安委員会に対し、道路交通法による規制措置をとるよう要請することができ、また、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

（４）道路交通振動の要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号、振動規制法施行規則別表第 2

	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

区域の区分

振動規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	無指定
第 2 種区域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

＜道路交通振動の限度＞

振動規制法第 16 条第 1 項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は、道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

＜道路交通振動の限度＞

振動規制法第 16 条第 1 項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は、道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

（５）新幹線鉄道騒音の環境基準

昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号

最近改正：平成 12 年 12 月 14 日 環境省告示第 78 号

地域の類型	基準値	都市計画法による用途地域（参考）
I	70 デシベル以下	第一種低層住居専用地域
		第二種低層住居専用地域
		第一種中高層住居専用地域
		第二種中高層住居専用地域
		第一種住居地域
		第二種住居地域
		準住居地域
		無指定
II	75 デシベル以下	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

（６）新幹線鉄道振動の指針値 （要旨）

- ・ 70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- ・ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

4 水質汚濁に関する環境基準等（抜粋）

(1) 水質汚濁に係る環境基準

公布（公共用水域）：昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
 最近改正：平成 24 年 5 月 23 日 環境省告示第 84 号
 公布（地下水）：平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号
 最近改正：平成 24 年 5 月 23 日 環境省告示第 85 号

ア 人の健康の保護に関する環境基準・地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー（*）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン（*）	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン（#）	0.04 mg/L 以下		

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

公共用水域と地下水を対象とするが、#印は公共用水域のみ、*印は地下水のみを対象とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
河川	B 水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100 mL 以下
	C 水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
	D 工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
	E 工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

基準値は日間平均値とする。大腸菌群数に係る基準値については、当分適用しない。

海 域	項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
			水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質
海 域	B	水産 2 級 工業用水及びC の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
	C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

基準値は日間平均値とする。

海 域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全りん
海 域	III	水産 2 種及びIVの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	IV	水産 3 種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

基準値は表層の年間平均値とする。

(2) 有害物質項目及び排水基準

公布：昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号
最近改正：平成 24 年 5 月 23 日 環境省令第 15 号

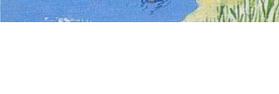
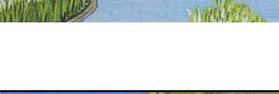
有害物質の種類		排水基準(許容限度)
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L
	シアン化合物	1 mg/L
	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	0.2 mg/L
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
	六価クロム化合物	0.5 mg/L
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
	ジクロロメタン	0.2 mg/L
	四塩化炭素	0.02 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
	チウラム	0.06 mg/L
	シマジン	0.03 mg/L
	チオベンカルブ	0.2 mg/L
	ベンゼン	0.1 mg/L
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
	ほう素及びその化合物	10(230) mg/L
	ふっ素及びその化合物	8(15) mg/L
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	

有機リン化合物の排水基準は水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例による。

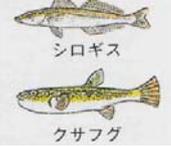
ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について、()内の数値は海域に排出する場合の排水基準を示す。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をいう。

5 横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標
河川域

水域区分	目標イメージ	達成目標			補助目標			
		BOD	生物指標による 感覚的な水質階級	ふん 便性 大腸 菌	※1 水深	※1 流速	河床状 況と美 観	周辺環境
I	A 	3mg/ℓ 以下	「源流・上流域」の 『きれい』  ホトケドジョウ 	1000 個 /100m ℓ 以下	5～ 15 (10) cm ※2	自然河 床の保 全・ゴ ミのな いこ と	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。	
	B 	3mg/ℓ 以下						
	B 	5mg/ℓ 以下						
II	A 	3mg/ℓ 以下	「上流～下流域」の 『きれい』 	30 cm/s 程度	10～ 30 (20) cm ※2	自然河 床の復 元・ゴ ミのな いこ と	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。	
	A 	5mg/ℓ 以下						
	B 	5mg/ℓ 以下						
	C 	8mg/ℓ 以下						「上流～下流域」の 『やや汚れている』 
III	A 	3mg/ℓ	「感潮域」の『きれい』 	-	-	ヘド ロ積 がな いこ と	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心とした修景性を重視し、町の中のある水辺空間の整備に努める。	
	III 	5mg/ℓ						 

海域

水域区分	目標イメージ	達成目標				補助目標	
		COD	生物指標による感覚的な水質階級	窒素・リン	ふん便性大腸菌群数	底質状況と美観	周辺環境
I	 <p>海水浴や釣りなどが楽しめるような海辺</p>	2mg/ℓ 以下	「内湾」の「きれい」 「干潟」の「きれい」 	T-N0. 3mg/ℓ 以下 T-P0. 03mg/ℓ 以下	100 個 /100m ℓ 以下	ゴミが散乱していないこと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーション等の親水性にも配慮する。
II	 <p>釣りや散歩のほか、多様な利用ができる活気のある海辺</p>	3mg/ℓ 以下	「干潟」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 	T-N0. 6mg/ℓ 以下 T-P0. 05mg/ℓ 以下	-		底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。
III	 <p>港情緒を味わうことができる海辺</p>			「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 	T-N1. 0mg/ℓ 以下 T-P0. 09mg/ℓ 以下	-	港や湾内に位置する波の穏やかなこの水域においては、親水性と修景性の両面を重視し、臨海公園における水辺への親しみやすさの創出とともに、うるおいのある海辺景観づくりに努める。
IV	 <p>釣りや海洋性のレジャーを楽しめる海辺</p>	2mg/ℓ 以下	「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 	T-N0. 3mg/ℓ 以下 T-P0. 03mg/ℓ 以下	-	この沿岸水域においては、生物生息環境と眺望へ配慮し、海釣り施設やマリーナの整備に努める。	

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり。

河川域	海 域
I. 「源流～上流域」	I. 「砂浜域」
II. 「上流～下流域」	II. 「干潟域」
III. 「感潮域」	III. 「港湾域」
	IV. 「その他の沿岸域」

- * 1) 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。
- * 2) 水深の補助目標値欄の（ ）内の数値は、代表的な値である。

* 平成 12 年 10 月 31 日類型指定の変更で入江川、帷子川、大岡川、宮川、侍従川は E 類型から B 類型になったため、水域区分に新たに I、II、III A を設定しました。なお、新水域区分は平成 13 年度から適用しています。

横浜市の水域区分の一覧表
(河川域)

区分	水系	水域	区分	水系	水域	
I A	鶴見川	寺家川	II A	入江川	入江川（寺尾橋より上流）	
		岩川		帷子川	帷子川	帷子川（矢指川合流点より宮川橋まで）
		梅田川・台村川			今井川	
	帷子川	堀谷戸川		大岡川	大岡川	大岡川（田中橋から弘岡橋）
		矢指川			日野川	
	大岡川	大岡川（田中橋より上流）		II A	鶴見川	江川
	宮川	宮川（左支流合流点より上流）	早渚川			
	侍従川	侍従側（新川橋より上流）	II B	柏尾川	柏尾川（平戸永谷川合流点より久保橋まで）	
	柏尾川	名瀬川		鶴見川	鶴見川（市境より大綱橋まで）	
		舞岡川	II C	鶴見川	恩田川（市境より下流、鶴見川本川合流点まで）	
いたち川（城山橋より上流）		柏尾川		柏尾川（久保橋から市境まで）		
I B	帷子川	帷子川（矢指川合流点より上流）	III A	境川	境川（市域全川）	
		二俣川		入江川	入江川（寺尾橋より下流）	
		中堀川		帷子川	帷子川（宮川橋より下流）	
		市沢川	大岡川	大岡川（弘岡橋より下流）		
		くぬぎ台川	宮川	宮川（左支流合流点より下流）		
I B	鶴見川	奈良川	III	侍従川	侍従川（新川橋より下流）	
		黒須田川		鶴見川	鶴見川（大綱橋より下流）	
		大熊川				
		鳥山川				
	柏尾川	阿久和川				
		平戸永谷川				
	境川	大門川				
		相沢川				
		和泉川				
		宇田川				

※ I B・II A・III A は平成 13 年度より適用

(海域)

区分	水域
I	金沢湾
II	平潟湾
III	鶴見川河口先海域
	横浜港（内港）
	根岸湾
IV	上記の海域の外海で横浜市の関連する海域

6 土壌汚染に関する環境基準

平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号
 最近改正 平成 22 年 6 月 16 日 環境省告示第 37 号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

7 ダイオキシン類の環境基準等

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号
最近改正 平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設と大気排出基準

項 番 号	特定施設の種類の	排出基準 (単位：pg-TEQ/L)		
		新設施設	既設施設	
			～ H14.11.30	H14.12.1 ～
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1	2	1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5※	20	5
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1	40	10
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	1	20	5
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの	4t/時以上	0.1※	1
		2～4t/時	1※	5
		2t/時未満	5※	10

※既存施設の一部で、平成9年12月2日以降、平成12年1月14日までに設置されたもののうち、既に大気汚染防止法により抑制基準が適用されていた施設は新設施設の基準が適用される。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設と水質排出基準

号 番 号	特定施設の種類	排出基準 (単位：pg-TEQ/L)		
		新設 施設	既設施設	
			H13.1.15 ～ H15.1.14	H15.1.15 ～
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		10	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設			
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
5	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			
6	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設		20	
7	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設			
8	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン(別名 ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10		10
9	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		20	
10	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設			
11	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設			
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設			
13	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）		10	
14	第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第12号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）			

注) 排出基準は平成13年1月15日から適用する。ただし、号番号3・6・7は、平成14年12月1日から、2・4・8・10は平成15年8月15日から適用する。

平成 24 年版 横浜の環境
(横浜市環境管理計画年次報告書) 資料編
[発行] 横浜市環境創造局政策調整部政策課
平成 24 年 12 月発行
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL 045-671-2891
FAX 045-641-3490